

# 著作権管理者団体について

2019年4月9日

## 特許業務法人 **HARAKENZO** WORLD PATENT & TRADEMARK

### 1. 著作権管理者団体

企業活動において、他人の著作物（書籍、雑誌、新聞、論文等の著作物に限定）を複製する場合、著作権管理者団体を通して許諾を得ることが一般的です。代表的な著作権管理者団体を以下に示します。

- 公益社団法人日本複製権センター（JRRC）
- 一般社団法人学術著作権協会(JAC)
- 一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）

一般企業を対象とした概略であり、詳細については各団体のHP等からご確認ください。特に、各団体の使用料規定は、最新のものをご確認頂くようお願いします。

### 2. 公益社団法人日本複製権センター（JRRC）

#### （1）主な管理著作物

以下の団体の管理している著作物（一部各団体が独自に管理している著作物有）

- ・一般社団法人学術著作権協会
- ・新聞著作権協議会
- ・著作者団体連合（日本美術著作権連合、日本写真著作権協会、日本文藝家協会他）



(日本複製権センターHPより)

(2) 許諾の条件

- ①日本国内の著作物で、**JRRC** が管理している著作物であること
- ②定められた利用目的での、紙から紙への複写、ファクシミリ送信、電磁的複製であること
- ③対象範囲が小部分・少部数・小規模であること
  - ・小部分（出版物全体の 30% 又は 60 頁のいずれか少ない方を超えないこと）
  - ・少部数（20 部以内の複写）
  - ・小規模（電磁的複製された著作物の利用者が 30 名以内、アーカイブ利用等不可）であること
- ④その他、**JRRC** が定める許諾範囲外となる利用でないこと
  - ・美術・写真の著作物の鑑賞を目的とした複写でないこと
  - ・新聞記事の複製利用のうち「クリッピング・サービス」に該当する複製でないこと

(3) 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写の包括許諾契約の簡易方式による使用料

- ・全コピー機台数方式選択時の年間使用料 = 10,000 円 × 全コピー機台数
- または
- ・全従業員数方式選択時の年間使用料 = 80 円 × 全従業員数

(4) 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製の包括許諾契約の簡易方式による使用料

- ・年間使用料 = 120 円 × 全従業員数
- ((3) の使用料も必要のため、実質従業員当り 200 円 (=120+80))

3. 一般社団法人学術著作権協会(JAC)

(1) 主な管理著作物

- ・学術著作権協会の会員団体（日本工学会、日本歯科医学会、日本農学会、日本薬学会、日本医学会）の管理著作物
- ・33 の海外の著作権等管理団体の管理著作物

(2) 紙類への複製

(i) 基本複製使用料

管理著作物	複製の目的	基本複製使用料
国内管理著作物	内部利用	2 円/頁
	外部利用	1 0 円/頁
海外管理著作物	内部利用	6 0 円/頁
	外部利用	1 0 0 円/頁

(ii) 基本複製使用料算定方法

- ・全量報告方式 当該契約期間内に行われた管理著作物のすべての複製につき利用者から報告を受け、報告された複製頁数に基本複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料額を算出する。
- ・実態調査方式 **JAC** が任意に指定する当該契約期間内の 5 週間に行われたすべての管理著作物の複製につき実態調査を行い、実態調査期間中の管理著作物の複製頁数の 1 0 倍に基本複製使用料を乗じて当該契約期間の使用料を算出する。

(3) 磁氣的記録媒体への複製

(i) 複写目的電子化契約

- ・包括的利用許諾契約を締結している利用者が、国内管理著作物の画像データを紙等媒体に印刷することのみを目的として、利用者の有するサーバの記録媒体に複製することに関する利用許諾契約の使用料は、複製1頁当たり30円とする。
- ・画像データを紙等媒体に印刷の場合、紙等媒体への複製の使用料が生じる。

(ii) JACデジタル著作権利用許諾契約

- ・以下の内容で管理著作物の利用を包括的に許諾する契約。使用料は従業員数ベースで算定(単価は企業の業種により変動)する。
- ①内部利用目的による電磁的記録媒体又は神等媒体への複製
- ②国、地方公共団体等に対する各種申請又は届出を目的とする複製等
- ③利用者の製品又はサービスに関する情報を提供する目的で、利用者の顧客等からの要求に応じて利用者による電磁的記録媒体又は神等媒体に複製した複製物を1部に限り提供すること
- ・例外事項あり(全部の複製、改変を伴う場合等)

#### 4. 出版社著作権管理機構(JCOPY)

(1) 主な管理著作物

- ・出版社著作権管理機構の会員団体の管理著作物
- ・米国複製権管理団体 copyright clearance center

(2) 許諾方式の種類と使用料(個別許諾方式は省略)

(i) 譲渡を目的としない紙媒体複製年間包括許諾方式による使用料

- ・最大限2年に1度実態調査により従業員一人当たりの使用料を算出し、従業員数を乗じた年間利用料を前払いする。
- ・使用料頁単価は、内外及び出版物の領域により異なる。
- (例. 国内自然科学: 35円、国内人文・社会科学: 30円、米国: 60円)

(ii) 年間報告許諾方式による使用料

年間の許諾契約を締結し、1ヶ月または3ヶ月ごとに、複製した出版物の名称、範囲および部数についてJCOPYに報告し、1ページ、1論文または1記事あたりの使用料の額を基に使用料を支払う。目的別、複製媒体により以下の契約がある。

●譲渡を目的としない紙媒体複製等

●譲渡を目的とする紙媒体複製等

複製物に所定の許諾済複製物シールを貼付する。

●譲渡および外部閲覧を目的としない電子媒体複製等

許諾契約により決めた以下のいずれかを、複製履歴と併せて報告する。

- ・閲覧端末台数
- ・閲覧回数
- ・複製数
- ・閲覧可能者数

なお、電子媒体複製物から紙媒体複製を行う場合には、別途、許諾が必要である。

●外部閲覧を目的とする電子媒体複製

許諾契約により決めた以下のいずれかを、複製履歴と併せて報告する。

- ・閲覧端末台数
- ・閲覧回数

●譲渡を目的とする電子媒体複製

複製数を複製履歴と併せて報告する。

複製物に所定の許諾済複製物シールを貼付する。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部：武田 憲学（大阪本部在籍）

東京法務部：森山 浩（東京本部在籍）

TEL（大阪）：06 - 6351 - 4384（代表）

TEL（東京）：03 - 3433 - 5810（代表）

E-Mail：ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebookも、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。  
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebookにつきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。